

# 令和5年度鎌ケ谷市介護サービス事業者等指導監査実施方針

## 1 趣旨

この方針は、「鎌ケ谷市介護サービス事業者等指導実施要綱」及び「鎌ケ谷市介護サービス事業者等監査実施要綱」に基づき、指導の重点事項及び指導目標等を明確にして、効率的及び効果的に指導し、公正かつ適正な監査を実施するために策定する。

## 2 指導の基本方針

指導は、利用者の自立支援および尊厳の保持を念頭に、介護サービス事業者等のサービスの質の確保や向上を目的とし、介護保険法（以下、「法」）第23条等を根拠とする文書の提出依頼や質問等を行い、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項について指導を実施する。

## 3 指導の対象

指導の対象は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 第1号訪問事業を行う指定事業者
- (10) 第1号通所事業を行う指定事業者
- (11) 鎌ケ谷市基準該当居宅サービス事業者の登録に関する規則（平成12年鎌ケ谷市規則第4号）に基づき登録を受けた事業者

## 4 集団指導の実施方法

集団指導は、制度管理の適正化について指導するもので、介護サービス事業者等に一定の場所へ招集して、指定事務の制度説明、改正法の趣旨やその内容の理解促進等を、講習等の方法で実施する。

## 5 運営指導の種類

- (1) 一般指導 運営や報酬請求について指導するもので、介護サービス事業所等に鎌ケ谷市の指導職員が出向き、文書の閲覧やヒアリングにより適正な事業運営がなされているかを確認し、改善が必要な事項について指導する。

- (2) 合同指導 運営や報酬請求について指導するもので、介護サービス事業所等に千葉県の指導職員と鎌ヶ谷市の指導職員が出向き、文書の閲覧やヒアリングにより適正な事業運営がなされているかを確認し、改善が必要な事項について指導する。

## 6 集団指導対象事業者の選定基準

鎌ヶ谷市が指定権限を有する介護サービス事業者等を対象として選定を行う。

## 7 運営指導対象事業者の選定基準

- (1) 一般指導 次のいずれかに該当する介護サービス事業者等を対象として選定を行う。
- ①前年度に鎌ヶ谷市から指定を受けた介護サービス事業者
  - ②前回の運営指導から5年を経過した介護サービス事業者
  - ③その他、市長が特に必要があると認める介護サービス事業者等
- (2) 合同指導 一般指導の対象とした介護サービス事業者等から必要と認める事業者を対象として選定を行う。

## 8 運営指導の実施方法

- (1) 運営指導の実施に際し、実施日の概ね1月前までに実施の目的、実施日、実施時間、実施場所、準備及び提出すべき資料等について、当該介護サービス事業者等に通知する。
- (2) 通知を受理した介護サービス事業者等は、事前提出資料を用意し、通知に記載のある期日までに提出する。また、実施日までに、運営指導当日に確認する資料について準備する。
- (3) 運営指導は、2人以上の指導職員で行う。
- (4) 運営指導は、運営状況や事務について説明ができる管理者及び介護サービス事業者職員等の出席のもと、事業所の設備等の状況を確認し、資料の確認及びヒアリング等を行い、運営や事務等の状況を確認する。
- (5) 運営指導は、確認後、指導職員による講評を行い終了する。

※事業所の設備を使用し介護保険サービス外の宿泊サービスを提供している事業所については、宿泊サービスの提供状況も確認する。

※著しい運営基準違反や報酬請求に不正が確認された場合には、監査へ変更となることがある。

※高齢者虐待等により、利用者の生命や心身の安全に危害を及ぼすおそれがある場合には、上記の流れとは別の対応をすることがある。

## 9 運営指導実施後の措置

- (1) 当日に指導職員が口頭にて指導した内容について事業者は、早急に改善を行い、その改善状況等を報告する。
- (2) 実施日から概ね1月以内に運営指導の結果を通知する。
- (3) 結果通知に改善すべき事項が記載されていた場合には、改善状況を再度見直し、改善した結果を指導事項改善報告書により報告する。
- (4) 改善内容が不十分であったり、改善したことが分かる書類に不備があったりした場合には、再度の提出やヒアリング等を行うことがある。

## 10 運営指導における重点指導項目

令和5年度の運営指導については、次の項目を重点指導項目として運営指導を行うものとする。

- (1) 人員基準 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか
- (2) 運営基準 利用者に対し、アセスメントやモニタリングを適切に実施してサービス計画を作成し、サービス計画の見直し及び記録等が実態に即して処理されているか  
令和6年3月31までの経過措置となっている以下の事項について進捗状況を確認する
  - ・業務継続計画（災害時編・感染症編）について
  - ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止について
  - ・虐待の防止について
- (3) 介護報酬関係 介護報酬算定に関する告示を適切に理解し、加算・減算等の基準に沿って適切に介護報酬が請求されているか

## 11 監査の基本方針及び実施方法

監査は、介護給付等の支給に係る居宅サービス等の質の確保や介護給付等の支給の適正化を図るため、公正かつ適正な措置をとることを目的として、介護給付等対象サービスの内容や介護報酬の請求の内容に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し等の要件に該当する場合や介護報酬の請求の内容について不正もしくは著しい不当が疑われる場合には、法第42条第4項等を根拠に監査を実施する。

## 12 監査の対象

指導の対象は次のとおりとする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院

- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 第1号訪問事業を行う指定事業者
- (10) 第1号通所事業を行う指定事業者
- (11) 鎌ヶ谷市基準該当居宅サービス事業者の登録に関する規則（平成12年鎌ヶ谷市規則第4号）に基づき登録を受けた事業者

### 1.3 監査実施後の措置等

- (1) 監査において、条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準等に違反したことを確認した場合は、法第78条の9第1項等の規定に基づき、当該介護サービス事業者等に対し、基準を遵守し適正な運営をするよう勧告する。
- (2) 勧告を受けた介護サービス事業者等が、当該勧告に従わなかった場合、その旨を公表することがある。
- (3) 勧告を受けた介護サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかったときは法第78条の9第3項等に基づき、当該勧告に係る措置をとるよう命令する。なお、命令した場合には、その旨を公示する。
- (4) 条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たすことができなくなったとき、要介護者等の人格尊重義務に違反したとき又は介護給付等の請求に不正があったとき等には、当該介護サービス事業者等に係る指定の取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行う。